

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信  
 税理士 疋田 英司  
 税理士 中 富 強  
 税理士 風間 慎一

年末調整に必要な書類の回収が始まります

集める書類はおはやめに 個人番号は慎重に

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。すでに従業員の手元に保険会社などから控除に必要な書類を亡失してしまう恐れもあります。11月中には準備を完了しておきましょう。

【ご用意いただく書類】

- ① 生命保険料・地震保険料証明書
  - ② 国民年金・国民年金基金の控除証明書
  - ③ 国民健康保険・介護保険などの社会保険料の支払額が分かるもの（領収書など）
  - ④ 小規模企業共済等掛金の額を証明する書類
  - ⑤ 2年目以降の住宅借入金等特別控除書類
- 税務署から送付された「住宅借入金等特別控除申

告書（平成29年分）」と、金融機関から送付された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

⑥ 中途入社した方で、それ以前に別の会社で給与をもらっていた方がいる場合は、**前職の源泉徴収票**を提出してもらってください。

その他、年の途中での扶養親族等の増減や、住所などに変更があった方がいる場合は、「平成29年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の訂正をお願い致します。

特に個人番号記載欄に記入があると本人確認などの取扱が必要となります。取り扱いは十分注意してください。



## 11月の税務・労務

9月決算法人の確定申告	
3月決算法人の中間申告	11月中の
3.6.12月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額400万円超)	
源泉所得税、特別徴収税額	11月10日(金)
10月分納期限	
社会保険料・子ども子育て拠	11月30日(木)
出金(10月分)納付期限	

## 11月の行事・業務案内

- 1(水) 十三夜
- 3(金) **文化の日**
- 4(土) 消費者センター開設記念日
- 5(日) 津波防災の日
- 7(火) 立冬
- 8(水) 世界都市計画の日
- 10(金) 技能の日
- 15(水) 七五三
- 16(木) 国際寛容デー
- 22(水) 小雪
- 23(木) **勤労感謝の日**
- 28(火) 税関記念日
- 30(木) 年金の日



〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル3階  
 Tel:072(805)5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp チャットワークID:hikita  
<http://kskj.jp>

【株式会社京阪総合会計事務所】  
 記帳代行・給与事務・経営コンサルタント 他  
**(提携・取次先)**  
 (生命保険)大同生命、NN生命、ソニー生命 他  
 (損保)ユニテッド・インシュアランス(株) 他  
 (ビジネスソフト)MJS、弥生会計、Freee  
 (不動産)スマイシア不動産販売



## 今号の紙面

- 年末調整がはじまります ○ 年末調整手続きが電子化？～政府税制調査会
- 景気は？社会保障・教育はどうなるの？ ○ 仮想通貨って？ビットコインって大丈夫？
- Q&A 社長の退職金はいくらまで？ ○ 相続対策シリーズ⑥「相続時精算課税」



# 年末調整手続きが電子化？

## 政府税制調査会

平成32年  
導入めど

国税庁は本年6月にICT・AIを活用した約10年後の「税務行政の将来像」を公表しました。電子申告の使い勝手を改善、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図るとしています。これをうけて政府税制調査会は社員の所得税の過不足を会社が代わって精算する年末調整の手続きを電子化する方向を議論しています。

年末調整は、毎月の源泉徴収税額の累積額と年間を通じた給与所得に係る年税額の差を12月に精算するもので、扶養家族の変更や給与からの源泉徴収に反映されない住宅ローン控除や生命保険料控除、地震保険料控除などを加味した最終的な税額の調整を、年末に社員に代わって会社が行う仕組み。年末調整を実施している者は4300万人にのぼります。

現在、住宅ローン控除や生命保険料控除、地震保険料控除を適用するには、年末のローン残高証明書や保険料控除証明書を銀行や生命保険会社等から郵送で受け取り、これら紙の証明書を勤務先に提出する必要があります。その際、給与所得者の保険料控除申告書などの関係書類を作成して一緒に提出する必要があります。会社や社員にとって一連の手続きが非常に煩雑です。年末調整の電子化は、こうした控除証明書を

電子化し、インターネット上で簡単に手続きできるようにすることで個人や企業の利便性を高め、事務負担の軽減を図るのが狙いです。規制改革実施計画を踏まえ、確定申告・年末調整手続きの電子化を推進。具体的には、保険会社や銀行等の控除関係機関↓個人↓税務署・雇用主という情報の流れが基本的にネットで完結する仕組みをめざし

## 庶民の生活は大丈夫？老後の不安が募る政府案

総務省が31日発表した9月の家計調査によると、家計支出は前年同月比0・3%のマイナスと発表しました。消費税を8%に引き上げてから42ヶ月になりますが、このうち38ヶ月が前年同月比マイナスとなっています。政府は「持ち直してきている」と述べていますが、庶民の実感では持ち直しの実感はありません。消費税増税が消費の落ち込みが続く一因であると考えられます。

社会保障政策では、超高齢化社会に対応するため高齢者向け福祉政策の自然増を抑制する政策が目立ちます。介護や児童手当など社会福祉も抑制方向が続きます。

教育では、財務省が教育無償化・負担軽減は財政悪化につながるため「適切ではない」として、財政制度諮問会議に提言をしました。自民党が公約した教育費無償化は早速縮小されようとしています。

ます。

この結果、年末調整手続きを、会社員が、控除関係機関から電子的に交付された証明書をういて簡便・正確に控除申告書を作成し、勤め先に電子的に提出することを可能とする仕組みを、国税庁において構築・提供する予定です。財務省と国税庁はすでに銀行や保険会社との協議を開始しており、12月に決定する平成30年度税制改正大綱に電子化対応が盛り込まれ、平成32年の導入をめざしています。

### 予定されている社会保障の見直し

医療	75歳以上の自己負担を20%に引き上げ
	診療報酬の2.5%引き下げ
介護	要介護1・2の人の生活援助サービスの給付外し
	通所介護の報酬引下げ
児童手当	支給の所得基準を世帯合算へ変更
生活保護	特例給付月額5000円の廃止を含めた見直し
	子どもがいる世帯への加算・扶助の見直し
	先発医薬品や「頻回受診」で自己負担導入

## 仮想通貨は投資？決済手段？税金は？

通貨とは、国家などが保証する決済のための価値交換媒体です。国や自治政府が発行する通貨を法定通貨といい、日本では法定通貨以外を発行することは禁じられています。このため、法律で定められた税金や給与などの支払い、手形決済などは法定通貨で決済する必要があります。

これに対して、仮想通貨は国家の保証をもたない通貨をいいます。電磁的記録をもとに交換することから暗号通貨ともいわれています。世界には750種類の仮想通貨があるともいわれ、代表的なものとしてビットコインやリップルなどが有名です。

仮想通貨の性格はそれぞれに特色がありますが、共通するのは決済手段として手数料が格安である点です。法定通貨との両替も行われており、利用価値が高まったことから、仮想通貨そのものの価値が高騰しているものもあります。投機的価値は法定通貨との交換価値に着目したものです。

最近では仮想通貨で買い物ができる店舗も増加しており、海外での利用は便利になってきたともいわれています。

一方で、電磁的な取引であることから、不正に利用されることもあります。この場合、国家の補償もないことから、その利用は自己責任となります。

とはいえ、海外のファミマ、スタバやクレジットカードでもビットコイン専用のカードもできるな

ど、日常的に利用できる環境は整いつつあります。決済手段としての利用は日々拡充されつつあるといえます。



### 国税庁が課税判断を決定したけれど…

国税庁は、ビットコインなどの仮想通貨の取引で得た利益の所得区分について「原則として、雑所得に区分する」との取扱いを明らかにしました。この取扱いは、国税庁ホームページ内の「タックスアンサー」の中で「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」として盛り込まれたものです。雑所得は累進課税されるため、大きく利益を上げた人ほどより多く課税されることとなります。

タックスアンサーでは、

(1) ビットコインは物品の購入等に使用できるものだが、このビットコインを使用することで生じた利益は所得税の課税対象となること、

(2) ビットコインを使用することにより生じる損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されることが示されている。

上場株式やFX（外国為替）による利益は申告分離課税の対象となり税率は一律20%ですが、雑所得は給与所得などと合わせて最大55%の累進課税（住民税含む）の対象となります。また、上場株式等は損失が出た場合に3年間繰り越すことができますが、雑所得は他の所得と損益計算が一緒できないので、雑所得のみで損益を考慮する必要があります。大きな利益がたととしても過去の損失や他の所得と相殺することはできません。

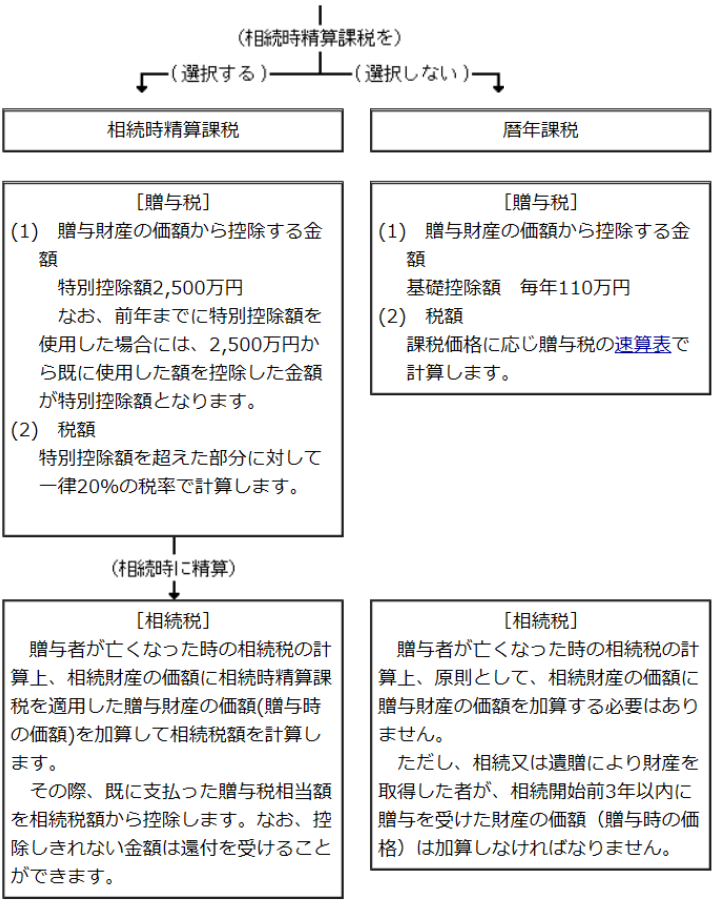
仮想通貨については、平成29年度税制改正において課税関係の見直しが行われ、このビットコインなどの仮想通貨の譲渡については、平成29年7月1日以降、消費税を非課税とする取扱いが決められています。今回、所得税の取扱いが明らかになりました。これまで取扱いがはっきりしていなかったため税務の申告をしていなかった人も多いとみられており、来年の確定申告では申告漏れがないように注意が必要です。

なお、今回国税庁がビットコイン取引における利益は「雑所得」として課税されるという見解を示しましたが、今後法律として施行されるためには国会で法整備される必要があります。特別国会や臨時国会で審議されるかは明らかでなく、来年の確定申告に間に合うかは不透明です。また、以前は雑所得だったFXと同様に、仮想通貨も将来的には分離課税に変更される可能性を指摘する意見もあります。

# 相続時精算課税制度とその活用

相続時精算課税を選択できる場合(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)

- ・財産を贈与した人 →60歳以上の父母又は祖父母  
(贈与者) (住宅取得等資金の贈与の場合には特例があります。)
- ・財産の贈与を受けた人→20歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属(子や孫)である推定相続人又は孫  
(受贈者)



原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合、贈与を受けた年の翌年の確定申告の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。

なお、この制度を選択すると、その贈与者から贈与を受ける財産は、その贈与

をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更できません。

また、この制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算します。

このように、相続時精算課税の制度は、贈与税・相続税を通じた課税が行われる制度です。

## Q&A コーナー

退職金を支払うのに規程は必要？  
いくらまで払えるの？



社長が交代することとなり退任社長に退職金を支払おうと思います。ところで当社は役員退職金規定を設けていません。規定を作る必要がありますか？また、いくらならいいですか？

## 退職金規程は支払要件ではありません

会社法によれば、退職金は株主総会により決議すればよく、退職金規程は支払の要件ではありません。ただし、税務調査において過大退職金ではないかと問題になる場合があります。

退職金規定を作っている場合、その規程に従わず高額な退職金を支払った場合、過大部分は退職金とは認めないと判断される場合があります。

一方、役員退職金規程がなく高額な退職金を支払った場合、他社と比較して不当に高額でないかを指摘される場合があります。一般的には最後の月額報酬×勤務年数×功績倍率といわれていますが、法律や通達などで定められた基準ではありません。

沖縄の焼酎メーカーの社長に支払った退職金6億7000万円が過大退職金だと国が課税した事件がありました。国が負けました。創業者社長の功績を他社の社長の一般的な退職金と比較することは不適切だとし、会社の独自判断を尊重する判決でした。

なお、分掌変更に伴う退職金の支払いは、通達上形式的な基準が示されていますが、判決では実質退職しているとは言えないとして退職金と認めない判決もありますので注意が必要です。